

煩わしい労働保険事務を委託しませんか？



# 労働保険事務代行サービス

労働者を雇っている事業主のみなさまへ

下記のようなお悩みをお持ちではありませんか？

- 労働保険に加入したいが、何からはじめていいのかさっぱり分からない
- 年1回(7月)の年度更新事務や、各種手続きに監督署や職安等へ足を運ぶのが面倒だ
- 事業主や役員、家族従事者等は労災保険に入れないのか？
- 事務負担の軽減を図りたい

上記に当てはまったら今スグ、“安い・安心”の当事務組合へご相談ください！

## ①労働保険事務組合制度

委託メリットは？手数料は？

委 託 メ リ ッ ト 盛 り 沢 山 !

- 複雑で面倒な事務手続きを少なくできます！職安の手続きは電話・FAXの連絡1本でOK！！  
(保険料の申告・納付、雇用保険資格取得・喪失・離職票の作成・手続き、労災申請の相談)
- 事業主や会社役員、家族従事者も特別に労災加入ができます！
- 保険料を3回に分けて納付することができます！
- 当所主催の健康診断が割安な料金で受診できます！
- 年間手数料は、13,860円(税込)から



委託時の必要書類は？



下記書類があると、手続きがよりスムーズに進みます



法人：①謄本、②代表者印、③通帳、④銀行印

個人：①住民票、②住所・屋号記載の請求書(写)、③代表者印、④通帳、⑤銀行印

※雇用保険対象者がいる場合は、①氏名、②生年月日、③月給、④前勤務先がわかる労働者名簿

建設業を営む  
一人親方の  
皆様はウラ面へ！

■お問合せ

春日井商工会議所 運営課 (労働保険担当まで)

〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45

TEL:0568-81-4141 FAX:0568-81-3123

従業員を雇わず、おひとりで建設業を営むみなさまへ  
 下記のようなお悩みをお持ちではありませんか？



- 労災保険に加入していなかったことが原因で・・・
  1. 工事現場に入ることを拒否された
  2. 下請契約を結ぶことができなかった
  3. 工事現場でケガをしたが、一人親方であったため現場労災保険が使えなかった
- 工事現場で何かあった時のために、安心できる保障を考えている
- 一人親方労災保険に加入しているが、従業員を雇った場合どうすればいいかわからない

上記に当てはまったら今スグ、  
 “安い・安心”の春日井建設業一人親方組合へご相談ください！

## ②春日井建設業一人親方組合

一人親方組合は何をしてくれるの？

- 事業主及びその家族従事者(夫婦・親子・兄弟等)を対象とした労災保険への加入手続き
- 保険料の申告・納付(年1回納付)
- 万が一、ケガをした場合の労災給付申請手続き

建設業でないとダメなの？

- 建設に関わる業種に限ります  
(土木工事・設備工事・塗装工事等)

保険料・手数料はいくらかかるの？

- 保険料は各自異なりますので、ご相談ください
- 手数料は年間一律13,200円(税込)です

申込み時の必要書類は？



下記書類があると、手続きがよりスムーズに進みます



法人:①謄本、②運転免許証(写)、③加入者認印

個人:①住民票又は運転免許証(写)、②加入者認印、③開業間もない場合は開業届(写)



本サービスの説明が聞きたい方は、下記連絡票にご記入の上、当所宛にFAXしてください。

運営課行(FAX:81-3123) 労働保険事務代行サービス連絡票

所在地			
事業所名		担当者名	
TEL		FAX	
【説明が聞きたい制度に○印】 ①労働保険事務組合 ②春日井建設業一人親方組合			